



学童保育も過去最高の待機児童 ～学童保育連絡協議会調べ～

◆8月7日、全国学童保育連絡協議会（東京都文京区）が実施した全国の1,741市区町村に対する調査結果を公表し、ひとり親や共働き家庭の小学生が放課後を過ごす学童保育の数は25,541カ所（前年度比3,445カ所増）でした。また学童保育を利用する児童は101万7,429人で、調査を始めた2003年以降で初めて100万人を超え（5月1日現在）、前年度同時期比で83,894人でした。しかし一方で学童保育の利用を申し込んだにもかかわらず入れなかった、いわゆる「待機児童」は、これまでで最多の15,533人で、前年度同時期比で6,418人という大幅な増加でした。

待機児童が1,000人以上の都道府県は、多い方から東京都2,870人、埼玉県1,742人、千葉県1,309人、兵庫県1,297人の順でした。また学童保育所のない市区町村も130で、そのうち特に町村が127を占めており、公立小学校数と学童保育数の比率で算出されている「設置率」が100%未満の都道府県は、低い方から順に高知県63.0%、徳島県68.9%、和歌山県74.6%、鹿児島県79.7%、三重県83.8%、愛媛県88.3%、福島県90.5%、岩手県93.3%で、四国4県のうち3県がランクインしています。

政府は昨年7月にまとめた「放課後子ども総合プラン」で、2019年度末までに学童保育の定員を30万人分増やす目標を打ち出しています。同協議会では「今年4月の児童福祉法改正により、利用対象者が“おおむね10歳未満”から小6まで拡充されたことが要因」としています。また厚労省は昨年、学童保育所の人数を「40人以下」とする基準を示しており、大規模施設の分割が誘発されており、同協議会では「分割により入れなくなった児童もおり、必要とされる施設数には足りていない」と分析しています。

（参考：全国学童保育連絡協議会HP／朝日新聞／日経新聞）

★学童保育★

主に日中保護者が家庭にいない小学生児童（＝学童）に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る保育事業の通称。児童福祉法上の名称は「放課後児童健全育成事業」で、第2種社会福祉事業に位置付けられている。

平成27年度の人事院勧告 ～今年もプラス勧告～

◆8月6日、人事院は内閣に対し、国家公務員の給与に関する2015年度の勧告を行いました。今年度の勧告では、一般職の月給を平均1,469円(0.36%)、期末・勤勉手当を0.1か月分引き上げる内容になっています。月給、期末・勤勉手当とも昨年に続く増額で、2年連続のプラス勧告は24年ぶりのことです。月給については、初任給を含む若年層の基本給を2,500円引き上げ、40歳前後より上の世代では引上げ幅を1,100円にとどめています。また期末・勤勉手当は4.20か月分に引き上げられ、年収は平均で59,000円増える内容となりました。

財務省と総務省の試算では、地方公務員も含めて勧告通りに引き上げた場合、国庫負担額は約680億円、地方負担額は1350億円増え、国と地方をあわせた公務員の所得は約2030億円増えることとなります。

昨年度までの保育所運営費等においては、この人事院勧告に基づいて逡と改正単価が設定されていました。新制度においても公定価格の算定根拠に人事院勧告が使用されているため、同じような単価改定が行われることが予想されますが、現時点では厚労省は明言を避けています。今年の単価改定の有無は、これからの公定価格設定の考え方の基本となるため、注目されます。

（参考：読売新聞／日経新聞／人事院HP）

社会福祉法改正案、衆議院を通過 ～付帯決議10項目～

◆7月31日、社会福祉法改正案は衆議院本会議で可決、参議院への審議に移行しました。緊急セミナー等で既報のとおり今改正では、全社会福祉法人に対する評議員会設置の義務化や、収益10億円以上の法人の会計監査人設置の法定化、再投下計画による地域貢献の義務化など、大幅な制度改正が予定されていますが、10項目の付帯決議が付けられました。詳細は衆議院のHPにも掲載されています。第2弾セミナーも開催を決定しましたので、ぜひご参集ください。

≪主な付帯決議の概略≫

- (1) 小規模法人の安定活動を支援すること
- (2) 社会福祉充実計画の策定時には、職員の処遇確保の重要性の周知を徹底すること
- (3) 事業継続に必要な財産を保有できない法人を支援すること
- (4) 地域貢献の前提として、本来事業に影響を及ぼすことのないようにすること
- (5) 所轄庁による指導監督について、基準を明確化すること
- (7) 福祉医療機構の退職共済制度における公的助成の廃止にあたっては、施設負担の増加に伴う報酬改定等の措置を講ずること その他4項目

（参考：衆議院HP／福祉新聞）

勧告年度	期末・勤勉手当	月給前年度比	行政職年収前年度比
平成10年度以前	5.25ヶ月	—	—
平成15年度	4.40ヶ月	△1.07%	△2.6%
平成20年度	4.50ヶ月	維持	維持
平成25年度	3.95ヶ月	維持	維持
平成26年度	4.10ヶ月	+0.30%	+1.2%
平成27年度	4.20ヶ月	+0.36%	+0.9%